

令和3年1月15日

保護者様

長岡京市教育委員会  
教育長 山本和紀  
長岡京市立長岡第十小学校  
校長 大西協子

本校児童及び教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について(追加)

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、先日、本校児童及び教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応についての連絡をさせていただきましたが、京都府に緊急事態宣言が発令されたことを受けて、京都府から下記の内容が追加されましたので連絡させていただきます。

先日配布いたしました内容とあわせて再度ご確認いただき、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 記

**同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合** ※緊急事態宣言が発令されている期間

- ⇒ 同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合登校を控えてください。この場合は、欠席ではなく、出席停止となります。
- ⇒ 児童に体調不良等の症状がある場合も、以前から連絡させていただいているとおり出席を控えてください。

令和3年1月14日

保護者様

長岡京市教育委員会  
教育長 山本 和紀  
長岡京市立長岡第十小学校  
校長 大西 協子

### 本校児童及び教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については感染者数が増加傾向にあり、再度緊急事態宣言が出され、ますます予断を許さない状況です。しかし、以前お知らせした下記の内容について保護者の皆様にご理解・ご協力をいただいているおかげで、校内での感染の広がりが抑えられています。

引き続き感染症防止対策にご留意いただくとともに、再度下記の内容をご確認していただき、ご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 本校関係者（児童及び教職員）の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応
  - (1) 基本的に、体調不良が見られた場合やPCR検査等を受検した場合は、自宅での休養をお願いしています。したがって、感染判明の当日に登校・出勤していることはありません。
  - (2) そのうえで、本校関係者の感染が確認された時点で、校内の消毒作業や保健所による濃厚接触者の調査などのため、一時的な臨時休業を行います。臨時休業期間は保健所等に相談し判断します。
  - (3) 保健所による調査の結果、濃厚接触者や検査対象者となる本校関係者が確認された場合、その人数や範囲等を踏まえ、教育活動を休止する期間や対象学年等を、保健所等に相談し判断します。
  - (4) なお、感染者が確認された時点で、登校している児童を帰宅させる必要がある場合については、保護者の皆様に連絡のうえ、学校への迎えをお願いする場合があります。帰宅させる場合は、特別警報・暴風警報発表時の対応に準じて安全カードに基づく措置をします。
  - (5) 長岡京市の「新型コロナウイルス感染の発生が確認された場合の公表基準」に従い、学校名を公表することになりますのでご承知おきください。
- 2 保護者の皆様への連絡方法
  - (1) 本校関係者に感染者が確認された場合、当日又は翌日以降からの教育活動休止の要否、休止する場合の対象学年（学級）や期間等をお知らせします。
  - (2) お知らせする方法は、メール配信、電話、文書等により行う予定です。なお、感染判明が下校終了後の時間帯になることが多く、連絡が夜遅くなる場合や当日に行えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 3 PCR検査等の受検及びその結果についての学校への連絡

お子様並びに同居のご家族がPCR検査等を受検されることとなった場合は、必ず、速やかに学校へご連絡をいただき、登校を控えていただくようご協力をお願いいたします。

また、検査結果が判明した場合も、速やかに学校へご連絡ください。個人情報の取扱いや児童の人権に十分に配慮して対応して参ります。

なお、学校業務時間外や休日の場合は、市役所（Tel075-951-2121）へお電話ください。学校へ連絡を取りたい旨をお知らせいただくとともに、お子様の「学校名・学年・学級・連絡先の電話番号」をお伝えください。あらためて、学校から連絡させていただきます。
- 4 その他

府内及び市内の感染状況によっては、教育活動に一定の制限をかけることもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症にかかる学校の対応について

### 1 児童生徒の同居する家族の職場に濃厚接触者がいた場合

(例) 児童生徒の同居する父の勤務先に濃厚接触者が判明したが、父は濃厚接触者とはなっていない。

⇒ 児童生徒は通常通りの登校になります。

### 2 児童生徒の同居する家族がPCR検査等を受検した場合

(例) 児童生徒の同居する母の勤務先に感染者が判明し、母が濃厚接触者または接触者としてPCR検査等を受検することになった。

⇒ 同居のご家族がPCR検査等を受検されることになった場合は、速やかに学校へご連絡ください。また、検査結果が判明するまで児童生徒の登校を控えていただくようご協力をお願いします。

◇学校業務時間外や休日の場合は、市役所 (TEL 075-951-2121) へお電話ください。学校へ連絡を取りたい旨をお知らせいただくとともに、お子様の「学校名・学年・学級・連絡先の電話番号」をお伝えください。あらためて、学校から連絡させていただきます。

### 3 児童生徒が、本人の体調不良等により、PCR検査等を受検した場合

(例) 体調不良等により受診したところ、医師からPCR検査を勧められた。

⇒ 濃厚接触者に特定されていない児童生徒が、体調不良等によりPCR検査等を受検し陰性となった場合は、症状がなくなり次第、登校可能となります。

### 4 児童生徒の同居する家族が感染したと判明した場合

⇒ 保健所により、児童生徒が感染者の濃厚接触者と特定された場合は出席停止となり、PCR検査等を受検することになります。

⇒ PCR検査等の結果が陰性であっても、原則、感染者との最終接触日の翌日から2週間は自宅待機（出席停止）となります。発病することなく2週間を経過すると登校可能となります。

上記の自宅待機の期間は、各事案の状況に応じて、保健所が決定します。

### 5 児童生徒の感染が判明した場合

⇒ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症を発症またはPCR検査等で陽性反応が出た場合は、入院または自宅療養により、治癒するまで出席停止となります。

⇒ 学校は、保健所が行う感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力します。また、保健所の指示に従い、消毒その他適切な処置を行います。

### 6 同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合 ※緊急事態宣言が発令されている期間

⇒ 同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合登校を控えてください。この場合は、欠席ではなく、出席停止となります。

⇒ 児童生徒に体調不良等の症状がある場合も、以前から連絡させていただいているとおり出席を控えてください。